

仙台市地域防災計画修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
<p>共通編 P70</p> <p>第2部 第1章 第4節 情報を入手する方法を知る・確保する</p>	<p>【参考】情報収集の方法 1.～5. （略）</p> <p>6. テレビ・ラジオ・インターネット等 テレビやラジオ等のメディアから発信される情報により、災害情報や気象情報を確認することができます。また、市が避難勧告等を発令した場合は、報道機関への情報提供により、メディアからの避難情報等の伝達を実施します。 停電を伴う災害時や屋外での情報収集には携帯ラジオ、テレビを視聴できる状況下での情報収集にはテレビのデータ放送が有効です。 また、パソコン（タブレット）やスマートフォンなどを活用してインターネットを利用することにより、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。</p>	<p>【参考】情報収集の方法 1.～5. （略）</p> <p>6. テレビ・ラジオ・インターネット等 テレビやラジオ等のメディアから発信される情報により、災害情報や気象情報を確認することができます。また、市が避難勧告等を発令した場合は、報道機関への情報提供により、メディアからの避難情報等の伝達を実施します。 停電を伴う災害時や屋外での情報収集には携帯ラジオ、テレビを視聴できる状況下での情報収集にはテレビのデータ放送が有効です。 また、パソコン（タブレット）やスマートフォンなどを活用してインターネット上のホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）などから、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。</p>	<p>SNS の追加 内容の適正化 ※文言修正</p>
<p>共通編 P93</p> <p>第2部 第2章 第1節 避難体制の整備</p>	<p>1. 避難誘導體制の整備 【危機管理室、都市整備局、消防局、各区】 (1)～(3) （略） (4) 避難所等の選定 避難勧告等の発令時は、区災害対策本部は、指定避難所から適切な避難所の選定を行う。 また、必要により避難経路を選定する。</p>	<p>1. 避難誘導體制の整備 【危機管理室、都市整備局、消防局、各区】 (1)～(3) （略） (4) 避難所等の選定 避難勧告等の発令時には、区災害対策本部は、<u>市災害対策本部から指示がある場合を除き</u>指定避難所から適切な避難所の選定を行う。 また、必要により避難経路を選定する。</p>	<p>避難所選定手順の整理 内容の適正化 ※文言修正</p>
<p>共通編 P94-96</p> <p>第2部 第2章 第1節 避難体制の整備</p>	<p>3. 避難所・避難場所の区分 【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】 (1) 緊急時に活用する避難所・避難場所</p>	<p>3. 避難所・避難場所の区分 【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】 (1) 緊急時に活用する避難所・避難場所 ア 指定避難所 <u>地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設（災害対策基本法第49条の4に基づき、地震、津波、洪水、土砂災害発生時の指定緊急避難場所として位置づける）。</u> <u>小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校等を充てる。</u> <u>※1 「津波避難エリア内」の指定避難所については、想定される浸水高以上の階に限定する。</u> <u>※2 「土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所」を敷地内に含む指定避難所については、該当部分に立ち入らないよう使用する。</u> <u>（資料6-5「指定避難所一覧表」参照）</u> <u>（資料〇-〇「指定緊急避難場所一覧表」参照）</u></p>	<p>災対法改正 内容の適正化 ※位置づけ整理</p>

子 津波避難施設・津波避難場所

津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所。津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台等をあらかじめ指定する。

(資料 3-4「津波からの避難の手引き (暫定版)」参照)

イ 帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在场所

公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者(帰宅困難者)が一時的に滞在するための施設及び場所

について、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進める。

(資料 6-10「帰宅困難者一時滞在施設・場所一覧表」参照)

ウ 広域避難場所

火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所。

火災の輻射熱や煙から身を守るため、下記の条件を満たした屋外スペースとし、津波やがけ崩れ等の他の災害危険を勘案し、あらかじめ指定する。

- 指定条件
- ・避難するための広場の有効面積をおおむね 50,000 m²以上有すること
- ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること

(資料 6-9「広域避難場所一覧表」参照)

エ 地域避難場所

指定避難所への避難が困難な地域等で活用する一時的な避難場所。

下記の条件を満たした屋外スペースから、必要に応じてあらかじめ指定する。

- 指定条件
- ・避難するための広場の有効面積をおおむね 2,500 m²以上有すること
- ・避難場所の出入口が 2 か所以上確保できること

(資料 6-8「地域避難場所一覧表」参照)

オ いつとき避難場所 (略)

イ 津波避難施設・津波避難場所

津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所(災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき、津波発生時の指定緊急避難場所として位置づける)。津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台等をあらかじめ指定する。

(資料 3-4「津波からの避難の手引き (暫定版)」参照)

(資料〇-〇「指定緊急避難場所一覧表」参照)

ウ 帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在场所

公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者(帰宅困難者)が一時的に滞在するための施設及び場所(災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき、地震発生時の指定緊急避難場所として位置づける)。

こうした施設及び場所について、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進める。

(資料 6-10「帰宅困難者一時滞在施設・場所一覧表」参照)

(資料〇-〇「指定緊急避難場所一覧表」参照)

エ 広域避難場所

火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所(災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき、大規模延焼火災発生時の指定緊急避難場所として位置づける)。

火災の輻射熱や煙から身を守るため、下記の条件を満たした屋外スペースとし、津波やがけ崩れ等の他の災害危険を勘案し、あらかじめ指定する。

- 指定条件
- ・避難するための広場の有効面積をおおむね 50,000 m²以上有すること
- ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること

(資料 6-9「広域避難場所一覧表」参照)

(資料〇-〇「指定緊急避難場所一覧表」参照)

オ 地域避難場所

指定避難所への避難が困難な地域等で活用する一時的な避難場所(災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき、地震発生時の指定緊急避難場所として位置づける)。

下記の条件を満たした屋外スペースから、必要に応じてあらかじめ指定する。

- 指定条件
- ・避難するための広場の有効面積をおおむね 2,500 m²以上有すること
- ・避難場所の出入口が 2 か所以上確保できること

(資料 6-8「地域避難場所一覧表」参照)

(資料〇-〇「指定緊急避難場所一覧表」参照)

カ いつとき避難場所 (略)

	<p>(2) 当面の避難生活を行う避難所 ア 指定避難所 住家やライフラインの被害により生活の場を失った住民等が災害直後から避難できる施設として、物資の備蓄や無線の整備をした施設で、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てる。 ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づける。 (資料 6-5「指定避難所一覧表」参照)</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>(2) 当面の避難生活を行う避難所 ア 指定避難所 被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設(災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として位置づける)。 物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てる。 ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づける。 (資料 6-5「指定避難所一覧表」参照)</p> <p>イ～エ (略)</p>																									
<p>共通編 P101</p> <p>第2部 第2章 第2節 津波災害の予防</p>	<p>5. 情報伝達体制の整備 (1)～(6) (略)</p>	<p>5. 情報伝達体制の整備 (1)～(6) (略) (7) SNS (ツイッター) 通信事業者が提供するインターネット上のサービスである SNS (ツイッター) により津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。</p>	<p>SNS の追加 内容の適正化 ※項目追加</p>																								
<p>地震・津波災害対策編 P41-43</p> <p>第2章 第3節 職員の配備・動員計画</p> <p>※同旨修正 風水害等災害対策編 第1部 第2章 第3節 職員の配備動員計画 P40-42</p>	<p>1. 配備計画 (1) 警戒配備等 (略)</p> <p style="text-align: center;"><警戒配備等基準></p> <table border="1" data-bbox="383 1255 1381 1763"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制の強化</td> <td>(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (災害警戒本部体制)</td> <td>(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに当たる体制。</td> </tr> <tr> <td>発令者：災害警戒本部長</td> <td>(3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	区分	配備基準	配備体制	情報連絡体制の強化	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。	警戒配備 (災害警戒本部体制)	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに当たる体制。	発令者：災害警戒本部長	(3) その他危機管理監が必要と認めるとき		<p>1. 配備計画 (1) 警戒配備等 (略)</p> <p style="text-align: center;"><警戒配備等基準></p> <table border="1" data-bbox="1566 1255 2564 1763"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制の強化</td> <td>(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (災害警戒本部体制)</td> <td>(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (4) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに当たる体制。</td> </tr> <tr> <td>発令者：災害警戒本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	区分	配備基準	配備体制	情報連絡体制の強化	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。	警戒配備 (災害警戒本部体制)	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (4) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに当たる体制。	発令者：災害警戒本部長			<p>非常配備要領 改正 内容の適正化 ※体制整理</p>
区分	配備基準	配備体制																									
情報連絡体制の強化	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。																									
警戒配備 (災害警戒本部体制)	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに当たる体制。																									
発令者：災害警戒本部長	(3) その他危機管理監が必要と認めるとき																										
区分	配備基準	配備体制																									
情報連絡体制の強化	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。																									
警戒配備 (災害警戒本部体制)	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (4) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに当たる体制。																									
発令者：災害警戒本部長																											

(2) 非常配備

非常配備は、災対本部及び区本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員する配備である。

(資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)

<非常配備基準>

配備区分	配備基準	配備体制
非常1号配備	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。
発令者： 災害対策本部長	(4) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めたとき	
非常2号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	
非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。
発令者： 災害対策本部長		

※消防部、水道部、交通部、ガス部及び市立病院部の非常配備編成は、別に定める。

(略)

(2) 非常配備

非常配備は、災対本部及び区本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員する配備である。

(資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)

<非常配備基準>

配備区分	配備基準	配備体制
非常1号配備	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。
発令者： 災害対策本部長	(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めたとき	
非常2号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	
非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。
発令者： 災害対策本部長		

※消防部、水道部、交通部、ガス部及び市立病院部の非常配備編成は、別に定める。

(略)

2. 避難所の開設及び避難者の収容〔各部、区本部〕

避難者の収容については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難収容を行う。

(1) 収容対象者 (略)

(2) 避難所の開設

地震が発生し又は津波警報等により避難が必要と認められる場合の避難所の開設方法等は次のとおりとする。

〈避難所開設基準〉

条	件	開設方法
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 〔 8:30 ~ 17:00 〕	○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。
	・休日 ・平日夜間 〔 17:00 ~ 翌8:30 〕	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。
②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき		○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。

2. 避難所の開設及び避難者の収容〔各部、区本部〕

避難者の収容については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難収容を行う。

(1) 収容対象者 (略)

(2) 避難所の開設

地震が発生し又は津波警報等により避難が必要と認められる場合の避難所の開設方法等は次のとおりとする。

〈避難所開設基準〉

条	件	開設方法
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 〔 8:30 ~ 17:00 〕	○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。
	・休日 ・平日夜間 〔 17:00 ~ 翌8:30 〕	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。
②宮城県に津波注意報が発表されたとき		○区本部は、自主避難者を受け入れるため、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。
③宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき		○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="362 194 751 464"> <p>④避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</p> </td> <td data-bbox="751 194 1402 464"> <p>○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。</p> <p>○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="362 464 751 706"> <p>④その他の場合</p> </td> <td data-bbox="751 464 1402 706"> <p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="362 706 1402 878"> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p> </td> </tr> </table> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.105)で定める。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>④避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</p>	<p>○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。</p> <p>○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</p>	<p>④その他の場合</p>	<p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 	<p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1548 194 1938 464"> <p>④避難勧告等発令時 ※①～③によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</p> </td> <td data-bbox="1938 194 2588 464"> <p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。</p> <p>○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。</p> <p>○避難者が発生した場合は区本部の判断で避難所を開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1548 464 1938 706"> <p>⑤その他の場合</p> </td> <td data-bbox="1938 464 2588 706"> <p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1548 706 2588 878"> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p> </td> </tr> </table> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.105)で定める。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>④避難勧告等発令時 ※①～③によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</p>	<p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。</p> <p>○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。</p> <p>○避難者が発生した場合は区本部の判断で避難所を開設する。</p>	<p>⑤その他の場合</p>	<p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 	<p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p>		
<p>④避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</p>	<p>○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。</p> <p>○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</p>														
<p>④その他の場合</p>	<p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 														
<p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p>															
<p>④避難勧告等発令時 ※①～③によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</p>	<p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。</p> <p>○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。</p> <p>○避難者が発生した場合は区本部の判断で避難所を開設する。</p>														
<p>⑤その他の場合</p>	<p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 														
<p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p>															
<p>地震・津波災害対策編 P116</p> <p>第2章 第15節 緊急輸送計画</p> <p>※同旨修正 風水害等災害対策編 第1部 第2章 第15節 緊急輸送計画 P111</p>	<p>3. 道路交通の確保 [市民部、建設部、区本部]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施</p> <p>建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>なお、道路啓開を行う路線の優先順序を決めるに当たっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>3. 道路交通の確保 [市民部、建設部、区本部]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施</p> <p>建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。運転者の不在時等は道路管理者自ら車両を移動し、交通を確保する。</p> <p>また、道路啓開を行う路線の優先順序を決めるに当たっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>災対法改正 内容の適正化 ※文言修正</p>												

<p>風水害等 災害対策 編 P7</p> <p>第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う</p>	<p>2. 周辺に浸水や道路冠水が見られない場合【市民・企業・地域団体等】</p> <p>気象等の防災情報や避難勧告等によって避難行動をとる場合、まずは周辺に浸水や道路冠水等があるかどうかを確認します。ここでは浸水や道路冠水が見られない場合の避難方法について示します。</p> <p>(1) 避難開始の時期</p> <p>ア 避難勧告等が、次により伝達されたとき</p> <p>① 消防署、消防団、区役所、警察等の広報車等による伝達</p> <p>② テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達や杜の都防災メール、緊急速報メールやホームページ等のインターネットを通じた伝達</p> <p>イ テレビ、ラジオ等の情報から判断し、生命の危険を感じたとき</p> <p>(2) 避難時の原則 (略)</p> <p>(3) 避難方法</p> <p>指定避難所等の避難所又は避難勧告等により指示された避難先等に避難します。</p> <p>ただし、災害の状況等により他の避難先への避難が必要になった場合は、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示に従い避難します。</p>	<p>2. 周辺に浸水や道路冠水が見られない場合【市民・企業・地域団体等】</p> <p>気象等の防災情報や避難勧告等によって避難行動をとる場合、まずは周辺に浸水や道路冠水等があるかどうかを確認します。ここでは浸水や道路冠水が見られない場合の避難方法について示します。</p> <p>(1) 避難開始の時期</p> <p>ア 避難勧告等が、次により伝達されたとき</p> <p>① 消防署、消防団、区役所、警察等の広報車等による伝達</p> <p>② テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達や杜の都防災メール、緊急速報メールやホームページ、SNS（ツイッター）等のインターネットを通じた伝達</p> <p>イ テレビ、ラジオ等の情報から判断し、生命の危険を感じたとき</p> <p>(2) 避難時の原則 (略)</p> <p>(3) 避難方法</p> <p>避難勧告等により指定された避難所又は、浸水エリア外や堅固な建物などの安全な場所へ避難します。</p> <p>ただし、災害の状況等により他の避難先への避難が必要になった場合は、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示に従い避難します。</p>	<p>SNSの追加 内容の適正化 ※文言修正</p>
-----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

<p>風水害等 災害対策 編 P46-48</p> <p>第1部 第2章 第4節 避難計画</p> <p>※同旨修正 風水害等 災害対策 編 第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う P6</p>	<p>2. 避難勧告等の実施【災对本部事務局、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難勧告等の区分及び発令基準</p> <p>避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="383 1127 1378 1827"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報 —(※)—</td> <td>○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>避難勧告 —(※)—</td> <td>○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り） ・その他自然災害又は大規模な事故災害等</td> </tr> <tr> <td>避難指示 —(※)—</td> <td>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> </tr> </tbody> </table>		発令基準	避難準備情報 —(※)—	○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	避難勧告 —(※)—	○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り） ・その他自然災害又は大規模な事故災害等	避難指示 —(※)—	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき	<p>2. 避難勧告等の実施【災对本部事務局、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難勧告等の区分及び発令基準</p> <p>避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1539 1127 2588 1839"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>避難準備情報</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土砂災害</td> <td>発令基準</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合</td> <td>・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まること が予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）</td> <td>避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td>土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域</td> <td>※1土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2当該地域</td> <td>当該地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>第一区分の発令基準</td> <td>水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合</td> <td>水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合</td> <td>1時間後には、はん濫危険水位（危険水位）を超えるおそれがあると判断された場合</td> </tr> <tr> <td>第二区分の発令基準</td> <td>第1区分に避難勧告発令後直ちに避難準備情報を発令</td> <td>第1区分に避難指示発令後直ちに避難勧告を発令</td> <td>状況を勘案して発令</td> </tr> </tbody> </table>			避難準備情報	避難勧告	避難指示	土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まること が予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2当該地域	当該地域	洪水	第一区分の発令基準	水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合	水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合	1時間後には、はん濫危険水位（危険水位）を超えるおそれがあると判断された場合	第二区分の発令基準	第1区分に避難勧告発令後直ちに避難準備情報を発令	第1区分に避難指示発令後直ちに避難勧告を発令	状況を勘案して発令	<p>土砂災害の追加 内容の適正化 ※項目整理</p>
	発令基準																																	
避難準備情報 —(※)—	○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき																																	
避難勧告 —(※)—	○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り） ・その他自然災害又は大規模な事故災害等																																	
避難指示 —(※)—	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき																																	
		避難準備情報	避難勧告	避難指示																														
土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まること が予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき																														
	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2当該地域	当該地域																														
洪水	第一区分の発令基準	水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合	水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合	1時間後には、はん濫危険水位（危険水位）を超えるおそれがあると判断された場合																														
	第二区分の発令基準	第1区分に避難勧告発令後直ちに避難準備情報を発令	第1区分に避難指示発令後直ちに避難勧告を発令	状況を勘案して発令																														

発令基準	第三区分の	第2区分に避難勧告発令後直ちに避難準備情報を発令	第2区分に避難指示発令後直ちに避難勧告を発令	状況を勘案して発令
	対象地域	第1区分：河川はん濫により、水流で建物が倒壊するなどの被害が発生する可能性のある範囲 第2区分：およそ1時間以内に河川はん濫による浸水の影響が及ぶ範囲 第3区分：河川はん濫による浸水の影響を受けるまでにおよそ1時間以上の範囲		
その他の災害	発令基準	予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害又は大規模な事故災害等	・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき
	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域

(略)

(2) 実施責任者 (略)

(3) 避難勧告等の伝達

ア 避難準備情報発令時の伝達手段

①～③ (略)

④ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール等及び市ホームページ

災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難準備情報発令の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。

また、必要により緊急速報メールを活用する。

イ 避難勧告又は指示発令時の伝達手段

①～④ (略)

⑤ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール及び市ホームページ

災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難勧告又は指示の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。

(2) 実施責任者 (略)

(3) 避難勧告等の伝達

ア 避難準備情報発令時の伝達手段

①～③ (略)

④ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (ツイッター) 等及び市ホームページ

災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (ツイッター)」により避難準備情報発令の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。

⑤ 緊急速報メール

災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、避難準備情報の情報配信を行う。

⑥ 要援護者施設への FAX 一斉送信

浸水想定区域内における水害、又は土砂災害の場合、災害対策本部事務局は当該区域内の要援護者施設に対し、FAX の一斉送信による情報の伝達を行う。

イ 避難勧告又は指示発令時の伝達手段

①～④ (略)

⑤ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (ツイッター) 及び市ホームページ

災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (ツイッター)」により避難勧告又は指示の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。

	<p>⑥ (略)</p> <p>ウ 伝達の内容 (略)</p> <p>(4) 避難勧告等の解除 (略)</p> <p>(5) 報告・通知 (略)</p>	<p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 要援護者施設への FAX 一斉送信 <u>浸水想定区域内における水害、又は土砂災害の場合、災害対策本部事務局は当該区域内の要援護者施設に対し、FAX の一斉送信による情報の伝達を行う。</u></p> <p>ウ 伝達の内容 (略)</p> <p>(4) 避難勧告等の解除 (略)</p> <p>(5) 報告・通知 (略)</p>															
<p>風水害等災害対策編 P93</p> <p>第1部 第2章 第12節 避難所運営計画</p> <p>※同旨修正 風水害等災害対策編 第1部 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P14</p>	<p>2. 避難所の開設及び避難者の収容 [各部、区本部]</p> <p>(略)</p> <p>(1) 収容対象者 (略)</p> <p>(2) 避難所の開設 風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合の避難所の開設方法等は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">〈避難所開設基準〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; background-color: #00b0f0; color: white;">条 件</th> <th style="background-color: #00b0f0; color: white;">開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">①避難勧告等発令時</td> <td> ○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">②その他の場合</td> <td> ○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	条 件	開 設 方 法	①避難勧告等発令時	○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。	②その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 	<p>2. 避難所の開設及び避難者の収容 [各部、区本部]</p> <p>(略)</p> <p>(1) 収容対象者 (略)</p> <p>(2) 避難所の開設 風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合の避難所の開設方法等は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">〈避難所開設基準〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; background-color: #00b0f0; color: white;">条 件</th> <th style="background-color: #00b0f0; color: white;">開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">①河川の水位情報及び土砂災害発生危険度により避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する場合</td> <td> ○市本部は、発令対象地域近傍の指定避難所を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して区本部から連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難勧告又は避難指示を発令する場合</td> <td> ○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合は区本部の判断で避難所を開設する。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">③その他の場合</td> <td> ○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	条 件	開 設 方 法	①河川の水位情報及び土砂災害発生危険度により避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する場合	○市本部は、発令対象地域近傍の指定避難所を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して区本部から連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。	②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難勧告又は避難指示を発令する場合	○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合は区本部の判断で避難所を開設する。	③その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 	<p>避難所開設基準の整理 内容の適正化 ※項目整理</p>
条 件	開 設 方 法																
①避難勧告等発令時	○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。																
②その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 																
条 件	開 設 方 法																
①河川の水位情報及び土砂災害発生危険度により避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する場合	○市本部は、発令対象地域近傍の指定避難所を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して区本部から連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。																
②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難勧告又は避難指示を発令する場合	○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合は区本部の判断で避難所を開設する。																
③その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 																

	<p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.100)で定める。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.100)で定める。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>			
<p>風水害等 災害対策 編 P250</p> <p>第2部 第8節 その他の 災害対策</p>	<p style="text-align: center;">第8節 その他の災害対策</p>	<p style="text-align: center;">第8節 大雪・豪雪対策</p> <p>本節では、大雪による災害（市民生活に重大な影響を及ぼす大雪、人的被害の可能性のある雪崩等）に対する応急対策及び交通確保対策について定める。</p> <p style="text-align: center;">第1 豪雪災害の応急対策</p> <p>1. 組織・動員 豪雪災害の対応は、第2「道路災害時における交通確保対策」等別に定めるもののほか、災害の状況により必要がある場合は、第1部第2章第2節「災害対策活動体制」に定めるところにより、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって対応するものとする。 豪雪災害に係る警戒対象部局は、次のとおりとする。 ただし、災害の状況に応じ、対象部局を追加し、又は減ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">〈警戒対象部局〉</p> <table border="1" data-bbox="1626 1011 2501 1156"> <tr> <td>大雨、洪水、大雪等の場合</td> <td>危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区</td> </tr> </table> <p>2. 応急活動計画 豪雪災害に係る発災から災害が収束するまでの主な応急活動計画は、次のとおりとする。</p> <p>〈主な応急活動〉</p> <p>(1) 豪雪災害の情報 危機管理室は、前記1に基づき、関係局・区に対し、必要な組織体制及び職員の配備動員を指示・伝達する。</p> <p>(2) 組織・動員</p> <p>ア 情報連絡体制の強化</p> <p>① 警戒対象部局の主管課及び各区の区民生活課は、関係職員の連絡体制を確保するとともに、災害情報等の収集に努める。</p> <p>② 災害の状況により、速やかに上位の組織体制に移行できるよう備える。</p> <p>イ 災害警戒本部体制の措置 危機管理室は、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるときは「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき仙台市災害警戒本部を設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。</p> <p>ウ 災害対策本部体制の措置 市長は「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部を設置し、総合的な災害対策を実施する。</p>	大雨、洪水、大雪等の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区	<p>大雪・豪雪対策の追加</p>
大雨、洪水、大雪等の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区				

		<p>※ 以下本節において、「部」「区本部」の表記については、災害警戒本部体制下の場合は「局」「区役所」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 情報の収集伝達</p> <p>ア 関係各部及び区本部は、災害情報を収集し、速やかに警戒本部又は災対本部事務局に報告する。</p> <p>イ 警戒本部又は災対本部事務局は、入手した情報を集約し、定期的に宮城県に報告する。</p> <p>(4) 広報</p> <p>ア 警戒本部又は災対本部事務局は、報道機関の協力を得て、定期的に災害の状況、応急対策の実施状況等について広報を行う。</p> <p>イ 現地本部を設置した場合の広報は、原則として現地本部において行う。</p> <p>ウ 現地合同災害対策本部が設置された場合は、防災関係機関の合意に基づき現地合同災害対策本部が広報を実施する。</p> <p>エ 市民に対し、不要不急の外出の抑制などについて、ホームページによる注意喚起や、マスコミを通じた情報発信などを行う。</p> <p>(5) 道路の除雪</p> <p>道路管理課及び各区・総合支所道路担当課は、気象や道路の状況について、的確に情報を収集し、早めの指示、迅速な除雪作業等を行う。特に、円滑な救急・救助活動や消火活動が実施され、また、孤立集落が発生しないよう、道路管理課・各区・総合支所道路担当課・危機管理室・消防局が情報を共有し、適切な除雪作業等を行う。</p> <p>除雪作業等の実施にあたり、道路管理課は市民生活に密接に関係するバス路線を優先して除雪を行うよう除雪業者へ指示するとともに、各区・総合支所道路担当課は、路線バスの運行に支障となる箇所や、バス乗降・駅利用に支障となる箇所の除雪や排雪について、事前に定める計画書により建設業団体に対応を依頼する。</p> <p>各区・総合支所道路担当課は、安全確保のための排雪場所に人員を配置し運営する。</p> <p>(6) 救助の実施等</p> <p>要救助者がある場合、消防部は、消防団、警察、自衛隊等関係機関の協力を得て、救助活動を行う。</p> <p>なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。運転者の不在時等は道路管理者自ら車両を移動し、交通を確保する。</p> <p>(7) 医療救護</p> <p>健康福祉部は、必要に応じ、災害時医療連絡調整本部等を通じ、医療救護班を編成し、現地へ派遣する。</p> <p>(8) 応援要請及び応急復旧</p> <p>ア 警戒本部又は災対本部事務局は、災害の状況に応じ、時期を失することなく、他の地方公共団体に対し応援を要請するとともに、宮城県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>イ 建設部は、必要に応じ、次の協定等に基づく応援要請を行い、関係機関の協力を得て、早期復旧に努める。</p>	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p style="text-align: center;">第4 豪雪災害時における道路交通確保対策〔建設局〕</p> <p>本文では、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」（昭和51年12月27日道企発第70号道路局長通達）に基づき、市域に道路雪害が発生し、または発生するおそれのある場合、道路雪害の警戒及び緊急対策に対する措置について定める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>・「東北地方における建設省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ」 (東北地方整備局、東北6県土木部、仙台市建設局、東日本高速道路(株)東北支社)</p> <p>・「災害時における応急措置の協力に関する協定」(社団法人仙台建設業協会)</p> </div> <p>(9) 現地災害対策本部</p> <p>ア 設置及び廃止 <u>現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、局部的な災害、又は特定の地域における応急対策活動を推進するため、本部長が必要であると判断したときに設置し、災害応急対策等が完了したときに廃止する。</u> <u>なお、災対本部、又は区本部が設置されていない場合でも設置することができる。</u></p> <p>イ 設置場所 <u>現地本部は、原則として、被災現場に近い公共施設又は被災地を管轄する区役所等に設置する。</u></p> <p>ウ 現地本部長等の指名</p> <p>① 現地本部長の指名 <u>現地本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。</u></p> <p>② 現地本部員の指名 <u>現地本部員は、現地本部長が関係する部の部長相当職にある者のうちから指名する。</u></p> <p>③ 現地本部要員の要請 <u>現地本部長は、必要に応じて関係する部及び区本部の職員の派遣を当該部長及び区本部長に求めることができる。</u></p> <p>エ 庶務 <u>現地本部に係る庶務は、現地本部長が所属する部又は区が行うものとする。</u></p> <p>オ 所掌事務</p> <p>① <u>被災現地における情報の収集、伝達及び処理</u> ② <u>被災現地における災害対策関係機関との連絡・調整</u> ③ <u>その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項</u></p> <p style="text-align: center;">第2 道路雪害時における交通確保対策〔建設局〕</p> <p>「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」（昭和51年12月27日道企発第70号道路局長通達）に基づき、市域に道路雪害が発生し、または発生するおそれのある場合、道路雪害の警戒及び緊急対策に対する措置について定める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
風水害等 災害対策 編 P254 第2部 第8節 その他の 災害対策	<p style="text-align: center;">第2 放射性物質災害の対策〔消防局〕</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第9節 その他の災害対策</p> <p style="text-align: center;">放射性物質災害の対策〔消防局〕</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	内容の適正化